

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和6年12月3日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 エヌエスリース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー釜石店 釜石市上中島町三丁目1番1号

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和6年5月17日

オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年11月19日

(3) 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 芙蓉総合リース株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー釜石港町店 釜石市港町二丁目9番9号

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

エ 変更の年月日 令和6年5月17日

オ 変更の理由 小売業者の代表者の変更のため

(2) 届出年月日 令和6年11月19日

(3) 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所